

## 第3 裁判員裁判導入の成果と課題

### 1 裁判員裁判導入の意義

#### (1) 裁判員制度の開始までの経緯と検証

裁判員制度は、広く一般の国民から無作為に抽出された者が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容（有罪・無罪の決定及び刑の量定）に主体的、実質的に関与するという制度である。

我が国にこのような制度を導入することについては、2001（平成13）年6月に出された司法制度改革審議会意見書で提言がなされ、その後、内閣に設置された司法制度改革推進本部の「裁判員制度・刑事検討会」において、2002（平成14）年6月から具体的制度設計についての本格的な議論が開始された。そして、2004（平成16）年5月21日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）として可決・成立し、2008（平成20）年4月18日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の施行期日を定める政令が公布され、2009（平成21）年5月21日、裁判員制度が始まった。

裁判員法附則9条では、法の施行3年経過後に「所要の措置を講ずるもの」と規定されており、日弁連は、3年が経過するのに先立ち、2012（平成24）年3月、「裁判員法施行3年後の検証を踏まえた裁判員裁判に関する改革について」と題する提言を行った。

ここでは、①公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大、②公判前整理手続における証拠開示規定の改正、③被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める法律改正、④公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定の新設、⑤裁判員及び補充裁判員に対する説明に関する規定の改正、⑥裁判員裁判における評決要件の改正を提案した。

また、裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定及び心理的負担軽減に資する事項の説明に関する規定の新設を提言した。

さらに、死刑の量刑判断について全員一致制の導入、少年法の理念に則った規定の新設、裁判員制度の運用に関する調査研究のための守秘義務適用除外規定の新設、裁判員制度の施行状況を検討し、法制度上あるいは運用上必要と認める措置を提案する新しい検証機関の設置などを提言してきた。

しかしながら、法務省に設置された「裁判員制度に関する検討会」（以下「検討会」という）においては、日弁連のこれら提言はいずれも採用されず、現行の制度をほとんど変更することなく、2015（平成27）年6月に、①審理期間が著しく長期又は公判期日が著しく多数で、裁判員の選任等が困難な事案を対象事件から除外する規定（3条の2）、②重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務を行う必要があることを辞退事由とする規定（16条8号）、③著しく異常かつ激甚な非常災害で交通が途絶した地域において裁判員候補者の呼出しをしないことができるとする規定（27条の2、97条5項）、④選任手続等における被害者特定事項の保護規定（33条の2第1項、3項）、を新設する改正が行われたにとどまった。

#### (2) 意義

この裁判員制度は、司法改革の重要な柱であった。裁判員法1条によれば、この制度は「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」とされている。裁判員制度の導入は、司法に国民の健全な社会常識を反映させ、かつ、国民に対し、司法の分野における「客体」から「主体」へと意識の変革をもたらすという意味で、我が国の民主主義をより実質化するものとして大きな意義がある。

すなわち、司法の分野においても、国民がその運営に参加し関与するようになれば、司法に対する国民の理解が進み、裁判の過程が国民にわかりやすくなる。その結果、司法はより強固な国民的基盤を得ることになると期待されているのであり、日弁連は裁判員法を「司法に健全な社会常識を反映させる意義を有するに止まらず、我が国の民主主義をより実質化するものとして、歴史的な意義を有するものである」と評価して

いる。

また、裁判員制度の導入により、刑事司法の抱えている諸問題を解決し、直接主義・口頭主義の実質化、調書裁判の打破と自白調書偏重主義の克服、連日的開廷による集中的審理の実現等を可能にし、刑事訴訟法の基本原則に立ち返った本来あるべき刑事裁判の姿を取り戻すことも期待されている。

## 2 裁判員裁判の現況と成果

### (1) 裁判員裁判の現況

(以下、最高裁判所発表の制度施行から2019（令和元）年8月末までの統計〔速報〕による)

制度施行から2019（令和元）年8月末日までの10年3か月間の裁判員裁判対象事件の新受人員は、全国で13,319人（東京地裁本庁で1,323人）であり、裁判員裁判の終局人員は、全国で12,418人（東京地裁本庁で1,177人）である。新受人員を罪名別で見ると、強盗致傷が3,343人で最も多く、以下殺人3,154人、現住建造物等放火1,417人、傷害致死1,236人、覚せい剤取締法違反1,226人、（準）強制わいせつ致死傷1,104人、（準）強制性交等致死傷999人の順になっている。

また、この間に裁判員裁判において選定された裁判員候補者は124万9,132人である。このうち、調査票の回答により辞退が認められた方などを除いた88万502人に対して呼び出し状が送付され、質問票の回答により辞退が認められるなどして、さらに39万8,478人の裁判員候補者の呼び出しが取り消され、残りの48万2,024人に選任手続期日への出席が求められた。このうち34万8,016人が選任手続期日に出席し（出席率72.2%）、7万0,043人が裁判員に選任され、2万3,799人が補充裁判員に選任された。辞退が認められた割合は62.8%であった。辞退率は、制度が始まった2009（平成21）年の53%から上昇が続いている。

裁判員裁判の平均審理期間（受理から終結まで）は9.2月であり、このうち公判前整理手続に要した期間が7.1月となっている。公判期日を開いた回数は平均4.4回（自白事件3.7回、否認事件5.3回）であり、実質審理期間（第1回公判から終局まで）は平均8.1日（自白事件5.6日、否認事件11.1日）となり、公判前整理手続、公判期日共に長期化傾向は収まっていない。

### (2) 裁判員裁判導入の成果

裁判員裁判導入から10年3か月を経過したが、大きな混乱はなく、概ね順調に推移しているものと評価する。

裁判員制度開始10年目の2019〔令和元〕年5月、「裁判員制度10年の総括報告書」を最高裁判所事務総局は公表したが、総括報告書中の裁判員経験者のアンケート結果をみると、裁判員として参加したことについて「非常によい経験」あるいは「よい経験」と感じた裁判員経験者の回答は一貫して95パーセントを超えている。また、一般国民を対象とした裁判員制度に対する意識調査の結果をみても、刑事裁判の印象については、「身近である」「手続や内容が分かりやすい」といった項目の得点が大きく好転している。

裁判員裁判の導入により、従来なされてきた供述調書の取り調べを基本とする審理から、人証中心の審理へと変化し、冒頭陳述、論告、弁論等も書面に頼らない方法へと変化しており、直接主義・口頭主義という本来あるべき刑事訴訟の審理がなされるようになってきているといえる。そして、裁判所主催で実施されている裁判員経験者との意見交換会などによれば、裁判員は無罪推定の原則に従った判断をしようとする姿勢が何われ、従前の裁判官裁判との違いが感じられる。

さらに、手錠・腰縄を解錠したのち、裁判員と裁判官が入廷する、被告人の着席位置を弁護人の隣にする、服装も相応な服装で出廷することを認めるなどの運用もなされるようになってきているなど、裁判員裁判の導入による刑事裁判の改善が実現しており、今後かかる方向性を推し進めるべきである。

## 3 裁判員制度の課題

### (1) 部分判決制度

部分判決制度は、事実認定のみを行う裁判員と事実認定及び量刑判断を行う裁判員との差異が生じ、最後に判決を言い渡す裁判体の裁判員の負担が重くなることや、部分判決では有罪と判断されたが、最後の事件では無罪との結論に達した場合、最後の裁判体は部分判決で有罪とされた件についての量刑判断を行わなければならないといった点、さらに、一般情状の立証をどの裁判体の段階で行うのかなどといった問題点が指摘されており、運営のあり方については、今後十分に検討をする必要がある。

### (2) 裁判員選任手続

裁判員選任手続については、裁判員候補者として呼出を受けた者が「思想信条」を理由として裁判員を辞退できるかにつき、2008（平成20）年1月に定められた裁判員の辞退事由についての政令では、「精神上……の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること」と規定されている。しかし、この規定によれば、「精神上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由」の有無は個々の裁判官の判断によることになり、かつ、その基準が不明確であることから、選任段階で混乱が生ずるおそれがある。

また、裁判員への事前の質問票では、事件関係者との関係の有無や、事件を報道等で知っているか、近親者が同種事件の被害にあったことがあるか、などといった事項につき回答を求めただけであり、選任手続期日における質問でも、質問票への回答の正確性、予定審理期間のスケジュールの確認、公正な裁判ができない事情があるかどうか、といった点についてだけ質問を行うことが想定されている。これでは、検察官や弁護人が不選任の請求を行う際の判断材料が極めて乏しく、裁判員候補者の外見と直感で判断せざるを得ないことになりかねない。また、特に性犯罪事件では、被害者のプライバシーを守る工夫が必要であり、この点についても検討が必要である。

これら選任手続の問題点を検討し、今後も適切な制度運営がなされるよう働きかけていく必要がある。

### (3) 説示や評議のあり方

裁判員法39条は、「裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則の定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする」と規定しており、裁判所はその説明案を公表し、裁判員選任時には概ねその説明案に沿った説明がなされている。

無罪推定の原則、合理的疑いを容れない程度の立証といった基本原則に基づかない刑事裁判がもし行われるようなことがあれば、被告人の適正な裁判を受ける権利が侵害されるのみならず、裁判員裁判も十分機能しないおそれがある。裁判所に対し、裁判員選任時以外にも証拠調べ開始時、評議開始時などに重ねて基本原則について説明をするなどして十分裁判員が理解した上で審理、評議に臨めるように説明の徹底を求めるべきであり、弁護人としても、事案によっては弁論などにおいて、具体的に立証の程度などに言及する必要がある。

また、評議の内容については、裁判員に守秘義務が課されているために公表されておらず「ブラックボックス」となっていたが、2013（平成25）年から毎年、東京三会裁判員制度協議会は、典型的な事案を題材とし、裁判員役を一般市民の中から選び、現職の裁判官3名の参加を得て模擬裁判・評議を実施している。現実の裁判員裁判における同様の評議の進め方を確認する貴重な機会であり、今後も継続して行うべきである。評議が適切になされているか否かは、裁判員裁判がその目的に合致した制度となり運用がなされているかに大きく関わるものであり、常に検証しなければならないものと考えられる。

さらに、裁判員の守秘義務を、検証目的の場合には解除するなどの方法により、検証の支障にならないようにすべきである。

### (4) 被告人の防御権の観点

#### ア 身体拘束からの解放

裁判員制度において連日的開廷を可能ならしめるためには、公判前整理手続において被告人と弁護人が十分に打ち合わせを行って方針を立て、証拠収集等を行う必要が生ずる。この被告人の防御権を十分に保障す

るためには、被告人と弁護人が自由に打ち合わせを行えることが不可欠であり、保釈の原則化など勾留制度運用の改革が必要である。

裁判員制度の導入は、公判手続のあり方、証拠開示、取調べの可視化、被告人の身体拘束からの解放など、現在の刑事裁判そのものを大きく変容させる要素を含んでおり、これを機に刑事裁判全体の改革につなげていくことが重要である。

#### イ 接見交通権の実質的保障

人質司法の打破は、裁判員裁判に特有の問題ではなく全ての刑事事件について実現されるべきであるが、裁判員裁判では、対象事件が重大事件に限られていることから、被告人は身体を拘束されている可能性が高い。そして、裁判員裁判で連日的開廷が実施されることを考慮すれば、裁判所における公判の前後や休廷時間における接見が重要となり、夜間・休日の接見も拡充される必要がある。これを受けて東京拘置所における夜間接見の開始、検察庁における電話接見の開始等の制度改革が進められているが、我々弁護士・弁護士会は、その活用をするとともに、さらなる改善に取り組むことが必要である。

#### ウ その他

法廷における服装、着席位置、刑務官の位置などが裁判員に多大な影響を与え、事実認定や量刑に影響を与えることは否定できない。法廷における服装、着席位置、刑務官の位置などについては一定の改善が見られたが、裁判員に対して被告人に不利益な印象を与えることのないように、今後も継続して改善を求めていくべきである。

また、裁判員裁判は一般市民が判断できるようわかりやすいものでなければならず、裁判員の負担を軽減する必要性のあることも否定できない。しかし、あまりにその点ばかり強調して被告人の防御を軽視してはならず、公判期日の短縮や証拠の厳選により被告人の防御が犠牲になることがあってはならない。裁判員裁判においても、この点を留意し、被告人の防御権を強く意識して審理に臨むべきである。

#### (5) 公判審理

2013（平成25）年5月、強盗殺人事件の裁判員裁判で裁判員をつとめ死刑判決にかかわった女性が、検察官から書証として提出された殺害現場のカラー写真を見たり、被害者が助けを求め通報した音声を聞いたことが原因となり急性ストレス障害を発症したとして国家賠償を求める訴訟を提起した。検察官請求証拠の必要性に対するチェックは、刑事弁護の観点から、まず弁護人においてなされるが、この事件を契機として、裁判所では、裁判員の心理的な負担を考慮して、公判において取り調べる証拠について、立証趣旨との関係で書証の必要性を慎重に吟味する運用がなされるようになった。

裁判員裁判においては、凄惨な証拠に接すること等による裁判員の精神的負担に配慮した訴訟活動が求められる、この点をも意識した公判審理の実現に取り組むことが必要である。

#### (6) 裁判員が参加しやすい環境の整備と市民向けの広報

この制度は、広く国民が参加し、国民全体で支えるものとする必要があり、そのためには、国民が裁判員として参加しやすいように職場などの労働環境を整えるとともに、託児所・介護制度等の充実も図らなければならない。

そして、国民が、司法は自らのものであり主体的に担うものであるという自覚を持って参加するよう裁判員制度に関する理解を深めるため、情報提供や広報活動も積極的に行うことが重要である。裁判員裁判に参加した裁判員の意見は参加して良かったとするものが多くを占めているが、一般国民の裁判員への参加意欲は必ずしも高いものとはいえない。裁判員に守秘義務が課されているため、その経験を社会で共有することができないという根本的な問題はあるが、まずは我々弁護士・弁護士会が、引き続き裁判員裁判に対する広報を行う必要性は高いといえる。

特に近時、選任手続期日への出席率の低下が顕著であることが指摘されている。選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の選任手続期日への出席率は、導入当初の2009（平成21）年は83.9パーセントであっ

たが、年を経過するごとに低下して2015（平成27）年には70パーセントを下回り（67.5パーセント）、2017（平成29）年には63.9パーセントにまで落ち込んでいる。その後若干上昇し、2019（令和元）年は8月末までの速報値で69.3パーセントまで回復しているが、依然として低い出席率が続いている状況である。高齢、病気等の理由により選任手続期日への出席を求める前の段階で辞退が認められた候補者数を含めると、最初に選定された裁判員候補者のうち選定手続に出席した候補者の出席率は、2017（平成29）年に22.6パーセントまで低下し、2019（令和元）年8月末の速報値では24.1パーセントと若干回復しているが、2009〔平成21〕年は40.3パーセントであったことを考えるとかなり低い数値であることは否めない。裁判員制度は市民の参加に支えられて初めて成り立つ制度であり、このまま出席率の低下が続けば制度の存続も危うくなりかねない。市民の参加を促すための啓蒙、広報活動をさらに強化し、市民の参加を妨げる要因を除去するほか、裁判員となることへの市民の不安を取り除く努力を今後も継続することが必要である。また、2016（平成28）年5月に福岡地裁小倉支部に係属していた殺人未遂被告事件において、被告人の知人暴力団員が裁判員に対し「よろしく」と声をかけた事件があった。裁判員になることへの不安をなくすため、このような事件が起きないように公判審理係属中に裁判所で他者と接触する機会をできるだけ少なくするようにするなど再発防止策を確立することも必要である。

また、犯罪報道によって裁判員に予断を生じさせるおそれがあることも懸念されており、犯罪報道のあり方についての提言、具体的な犯罪報道に対する意見表明、積極的に被告人の立場からの報道を求めるなどの活動も広報活動の一環として必要である。

#### （7）少年逆送事件

##### ア 問題の所在

裁判員法は、少年被告人の事件も対象としている。ところが、そのために生じ得る現実的な問題点について、裁判員制度導入を検討した政府の司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会では、議論がされなかった。

しかし、裁判員制度の運用次第では少年法改正手続を経ずして少年法が「改正」されるおそれがある。すなわち、本来、少年の刑事裁判に関しては少年法上、審理のあり方・処分の内容に関して科学主義が定められ（少年法第50条、9条）、これを受けて、証拠調べに関し「家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない」（刑事訴訟規則第277条）という規定が置かれており、この規定にいう「家庭裁判所の取り調べた証拠」の中でとりわけ重要なのが社会記録である。これらの規定は、刑事訴訟法の特則としての位置を占めているが、裁判員制度の運用次第では、これらの規定が死文化しかねないという懸念があった。

そのため、少年被告人を裁判員制度の下で裁くのであれば、いくつかの規定整備（法律レベルと規則レベルと両方考えられる。）と、運用についての法曹三者の合意が必要であった。

そこで、日弁連は、2008（平成20）年12月19日に「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」を発表するとともに、論点整理を行い、最高裁に対して、制度開始前の一定の合意に向けた協議の申し入れを行ったが、最高裁は、正式な「協議」の実施は拒否し、単なる意見交換を実施することができただけであった。そして、その意見交換の中で、最高裁は、日弁連が提示したさまざまな問題点について、あくまでも個別の裁判体の判断であるとの姿勢を崩さず、何らの合意をすることはできないまま、裁判員制度が開始した。

それから10年を経て、当時の議論を知る刑事裁判官も減り、裁判員裁判の中で、社会記録がほとんど取り調べられなくなってきており、懸念されていた刑事訴訟規則277条の「死文化」は現実のものとなった。

##### イ 審判の変容のおそれとその現実化

裁判員制度が、逆送されなかった大多数の少年保護事件の審判を変容させるおそれがあることも懸念された。

すなわち、家裁での調査結果（社会記録）が、刑事公判において提出され、直接主義・口頭主義にしたがって証拠調べが行われた場合には、調査対象者の高度なプライバシーが公になるおそれがあり、そのおそれがあるとなると、今後他の事件の調査において、学校・児童相談所を含め、関係者が調査に非協力的になることなどが懸念される。

そして、それらの懸念を未然に防止するために、家裁が調査のやり方を変え、幅広い調査をしなくなる、あるいは調査はしても調査票への記載をしない（あくまでも調査官の手控えとして事実上裁判官が情報入手する。）など、社会記録のあり方が変容することが危惧される。それは、ひいては少年審判のあり方を変容させることになってしまうのである。

この危険が、現実化しているという危惧を抱かざるを得ないような、いくつかの動きが裁判所側にあったので、日弁連は、2009（平成21）年5月7日に「少年審判における社会調査のあり方に関する意見書」を発表して警鐘を鳴らした。

#### ウ 少年法の理念を守る裁判員裁判のあり方の模索

以上のとおり、①刑事訴訟手続の中で少年法の理念を貫徹すること、②審判手続の中で少年法の理念を貫徹すること、という2つの要請を満たしつつ、裁判員制度の理念を実現するための方策が検討されなければならない。

すなわち、社会記録等の高度にプライバシーを含んだ情報を、公開法廷で明らかにすることなく、どのように主張したり証拠として提示したりしていくのかという問題である。その詳細については、2014（平成26）年度版政策要綱150頁参照。

#### エ 今後の取組み

本来、少年法の理念を全うしながら少年の裁判員裁判を実施するには、成人事件とは異なるさまざまな問題が解決されなければならなかった。そのためには、立法的手当も必要である。その手当なくして、少年被告人を裁判員裁判の下で裁くことは、本来は避けられなければならなかった。

しかし、日弁連からの問題提起に対して、何らの問題解決がされないまま裁判員制度が始まってしまった以上、その中で、完璧とは言えないまでも可及的に少年の権利擁護を図ることができるか否かは、個々の弁護人の訴訟活動にかかっているということになる。そのため、日弁連では「付添人・弁護人を担当するにあたってQ&A」を作成して全国に配布した。

しかし、制度上の問題を抱える中で実施される少年の裁判員裁判においては、個々の弁護人の努力ではいかんともしい難い点が多々ある。これまでに全国から日弁連に寄せられた情報からは、当初懸念されたとおり、社会記録の取扱いが大きく変わり、科学主義の理念を表す少年法50条、9条、刑事訴訟規則277条がないがしろにされた運用が散見される。また、少年のプライバシー保護にも意を払われていない訴訟指揮も見受けられるところである。やはり、個々の弁護人の努力だけでは、少年法の理念を守ることが難しくなっていることが明らかである。

そこで、日弁連は、2012（平成24）年1月、「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書」を取りまとめ、少年法の理念に則った審理方法が貫徹されるよう弁護人の請求による公開の停止や少年の一時退廷を認めることができる旨の規定の新設、科学主義の理念の明記、少年法の理念や科刑上の特則等の少年事件固有の規定について公開の法廷で説示する旨の規定の新設などを提言し、裁判員法の3年後の見直しにおいて、今度こそ少年事件の問題を置き去りにすることなく、改正がなされることを目指した。そして、法務省が設置した「検討会」において、一応、少年逆送事件についても議論がされたが、制度改正の必要性について理解を得るに至らなかった。

日弁連・弁護士会としては、今後も、裁判員裁判に限らず、少年逆送事件の刑事裁判の在り方について、抜本的な見直しの提言をしていくべきである。

一方で、現行法下でなすうる弁護活動の質を向上させるためには、ノウハウを蓄積することが重要である。

そのために、日弁連では、各地の逆送事件の事例検討を行い、日弁連付添人経験交流集会や夏合宿を通じて、会員に対して情報提供しているところであり、全国どこでも、いざ事件が起きたときに最良の弁護活動が提供できるような努力を、各弁護士会でも進めることが必要である。

#### (8) 外国人事件

裁判員対象事件で被疑者・被告人が外国人の場合、特に以下の点に注意すべきである。

① まず、裁判員裁判では、わかりやすい法廷活動が当事者に求められている。そして、審理は連日的開廷による集中審理が予定されているので、裁判員は法廷で見て聞いたことによって、最終的な評議まで行うことになる。そこで、現在は書面中心に行われている裁判が、直接主義・口頭主義によることとなる。必要的に行われる冒頭陳述（裁判員法49条、刑訴法316条の30）や弁論も書面を従前の読み上げる方法から、口頭による説得が多くなろうとしている。そうすると、要通訳事件では、あらかじめ書面を法廷通訳人に送付しておいて準備をしておいてもらうという現在の実務運用は、修正を余儀なくされる。法廷での逐語訳による通訳を原則とすべきである。また、通訳人の集中力持続にも限界があるので、複数体制を原則とすべきであるし、報酬も労力に応じたものにする必要がある。

② 2008（平成20）年4月以後、検察庁は裁判員対象事件のうち、自白調書を証拠請求する予定の事件について取調べの一部録画をする運用をすることとし、2008（平成20）年夏以後、各警察署においても試行されている。そこで、通訳人の能力に問題があったり、誤訳の可能性があったりする場合に、取調べ状況のDVDを類型証拠開示請求（刑訴法316条の15第1項7号）により開示させることによって、これらを検証することが可能になった。現在では、取調べ全過程が録画されているものではないので、問題となっている供述調書が作成された場面そのものが録画されていない場合もあるが、通訳人の能力を判定する極めて有力な資料となりうることは間違いない。必ず、開示請求をすべきである。

③ 法廷通訳に誤訳があるかどうかは、後日検証することができない。誤訳があるのであれば、その場で指摘しなければ修正不可能である。また、裁判員裁判では、申入れさえあれば、被告人が弁護人と並んで座ることが認められている。そこで、公判の進行に応じてコミュニケーションを取るためにも、法廷通訳とは別に、弁護人席に通訳人を配置することが必要である。そのために、弁護人席に補助者として通訳人が同席することを認めさせる必要がある。また、国選弁護事件では、その通訳人に対する報酬を支出するための制度作りが必要である。

#### (9) 被害者参加と弁護活動への影響

刑事訴訟法の第二編に「第三節 被害者参加」として、刑訴法316条の33から同39までの規定が新設され、刑事裁判に被害者等が参加することが認められる被害者参加制度が、2008（平成20）年12月1日から施行され、2009（平成21）年5月21日から施行された裁判員裁判においては、全ての事件についてこの制度が適用されている。

被害者参加制度は、これまで、刑事裁判に直接関わることがなかった被害者及びその遺族らが、刑事裁判に直接出席して、立証活動を行ったり、弁論としての意見陳述をしたりすることを認める制度である。

日弁連は、2007（平成19）年6月20日に発表した「被害者の参加制度新設に関する会長声明」において、「被害者参加制度は、犯罪被害者等が自ら、被告人や証人に問いただすこと、さらには求刑をも可能とするものである。犯罪被害者等の心情を被告人に伝える手段として、既に認められている意見陳述制度に加えて、さらに、犯罪被害者等による尋問や求刑ができる制度を認めることは、客観的な証拠に基づき真実を明らかにし、被告人に対して適正な量刑を判断するという刑事訴訟の機能を損なうおそれがある。こうした懸念は、一般市民が参加し2009（平成21）年から施行される裁判員裁判において、より深刻なものとなる。」と述べており、裁判員制度への影響に対する懸念を表明していたところである。

被害者参加制度の運用によって、被告人・弁護人の防御権が侵害されることのないように適切かつ慎重な

運用がなされることが必要である。

#### (10) 一審裁判員裁判事件の控訴審の問題

裁判員制度を導入する際、控訴審を従来どおり3人の職業裁判官だけで構成した場合、控訴審において裁判員が加わって行った原審の事実認定や量刑判断を変更することが裁判員制度の趣旨と調和するののかとの疑問から、控訴審に特別の規定を設けるべきとの意見もあった。これに対しては、一審判決を尊重し、控訴審は事後審として原判決の認定に論理則・経験則に違反する誤りがあるかどうかの判断に徹すれば問題ないとする意見があり、結局、裁判員法では特別な規定を設けなかった。そして、この後者の考え方は、最高裁2012（平成24）年2月13日判決で確認された。

ところが、その後、大分地裁が言い渡した一審無罪判決に対する控訴事件において、福岡高裁は延べ50人を超える証人尋問を実施した上で、原審判決は論理則・経験則等に違反するとして逆転有罪を言い渡した（2013〔平成25〕年9月20日判決）。このような事例に鑑みると、控訴審のあり方について明文の規定なしに運用のみで事後審に徹するということには限界があり、例えば裁判員裁判の無罪判決に対しては検察官控訴を制限したり、上訴理由の特則を設けたりするなどの立法的な解決を含めた改善が検討されるべきである。

#### (11) その他の裁判員制度自体の問題点

##### ア 裁判員対象事件について

裁判員法では、「死刑又は無期の懲役若しくは禁固にあたる罪にかかる事件、裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪にかかるもの」について基本的に裁判員対象事件とされているが、覚せい剤事犯、性犯罪事件、少年逆送事件などを裁判員対象事件とすべきか否かについて、様々な観点から議論がされている。また、むしろ裁判員対象事件を拡大すべきとの意見のほか、逆に否認事件に絞るべきとの意見もある。裁判員対象事件については、様々な意見があり得るところであって、それらの様々な意見を十分検討した上で、一定の結論を出すべきである。

##### イ 公判前整理手続について

公判前整理手続については、公判担当裁判官と別の裁判官が担当すべきであるとの担当裁判官の問題、全面証拠開示を導入すべきとの問題、立証制限規定の問題、被告人側の予定主張義務の撤廃の問題など、様々な問題提起がされており、被告人の権利保障の観点から、改善すべき点がある。

なお、裁判員裁判開始後、公判前整理手続が長期化しているとの問題点が指摘されている。公判前整理手続が徒に長期化することは被告人の身体拘束期間が長くなるなど適切ではない面もあるが、公判前整理手続を短縮化することは、被告人の防御権の保障に支障を与える可能性もあり、必ずしも短縮すれば良いという問題ではない。身体拘束の長期化については保釈の弾力的運用で対処すべきである。

##### ウ 裁判員裁判における量刑の問題

裁判員が量刑を判断するのは困難であるとして量刑を裁判員の判断対象からはずすべきとの意見もあるが、量刑にこそ社会常識を反映させるべきであるとの意見もある。裁判員裁判は、職業裁判官の判断よりも厳罰化の傾向にあるとの指摘もあるが、職業裁判官による判断よりも軽い量刑がなされたと考えられる事件も少なからずある。しかしながら、量刑についての評議は適切になされなければならない、必要以上の厳罰化は避けなければならない。弁護人は、一般市民感覚に則して裁判員に理解を得られるように情状事実を主張すべきである。

裁判員裁判では、このように量刑に市民の感覚を反映させることが一方で期待されているが、他方で刑の公平性の確保という観点も軽視することはできない。裁判員裁判導入決定後、重要な犯情事実（動機、行為態様、結果など）で量刑の大枠を決めた上で、その範囲内で一般情状（年齢、家庭環境、反省の程度など）を調整要素として具体的な量刑を決めるという量刑判断のプロセスが一般化し、かかる量刑判断のプロセスを強く意識した評議がなされているようである。そして、基本的な量刑因子（検索項目）を入力して検索することにより裁判員に同種事例の大まかな量刑の傾向を視覚的に把握することができる「量刑検索システム」

が裁判所に整備され、裁判員裁判を担当する弁護士、検察官も裁判所の専用端末を操作して検索することが可能となっている。かかる量刑検索システムは、裁判員の量刑判断に資するものであり、また刑の公平の観点からも積極的に評価しうるものではあるが、他方で、検索項目と量刑データの入力が適切になされているかが原判決にアクセスできないために検証できないことや、どのような検索項目で検索するかにより量刑グラフの傾向が異なることがあり得るなどの問題もありうる。弁護士としては、「量刑検索システム」を活用しつつ、量刑の大枠の設定自体のあり方を被告人・弁護人の立場から主張し、また量刑の大枠の中での位置付けを被告人・弁護人の立場からより具体的、積極的に主張するなどして適切な市民感覚に即した量刑判断を求めていく弁護活動が求められる。

さらに、被害感情等の純然たる量刑証拠が犯罪事実の存否の判断に影響を与えないために、犯罪事実の存否に関する判断の手續と量刑の判断の手續を明確に分けるべきとの見解もあり（手續二分論）、具体的事件によっては、弁護活動のために手續きを二分するのが有益な場合もあることから、運用、制度化両面から検討すべきである。

#### エ その他の制度上の問題点

そのほか、いままで述べた点以外にも、被告人の選択権を認めるべきか、死刑求刑事件の審理のあり方、評決のあり方（過半数とするのが適切か）など様々な検討課題がある。これらについても検討を加えるべきであるが、その際、国民の司法参加の観点、被告人の権利保障の観点等様々な観点から検討を加える必要がある。

## 4 今後の弁護士・弁護士会の活動

### (1) 裁判員裁判の改善にむけた検討

裁判員法附則9条において、法の施行後3年を経過した時点で、検討を加え、必要があるときは、「所要の措置を講ずるものとする」とされ、法務省に設置された「裁判員制度に関する検討会」において検討が行われたが、前述のように、日弁連の提言は多数意見とはならず、2015（平成27）年6月の法改正は、審理期間が著しく長期にわたる事件の除外や災害時に裁判員候補者の呼び出しのあり方などといった細部の修正に止まった。

そして、裁判員制度開始10年を迎えた2019（令和元）年5月、最高裁事務総局は、「裁判員制度10年の総括報告書」をまとめ、10年間の詳細なデータやアンケート結果などをもとに、裁判員裁判の成果と課題を明らかにした。この「裁判員制度10年の総括報告書」は、裁判員裁判の成果を積極的に評価しつつ、課題については、公判前整理手續の在り方、事案に即した適切な主張・立証の在り方の探求、裁判員の視点・感覚の更なる反映、判決書の内容の在り方など、現行制度の中での検討をするにとどまっており、制度それ自体の改善、見直しにまで立ち入ったものにはなっていない。

しかしながら、裁判員制度には前述のような課題が多く残されており、絶えず見直しを図ってゆく必要がある。日弁連・弁護士会としては、今後、さらなる裁判員裁判の実践を踏まえた検証を行い、引き続き粘り強く制度の改善を求めて提言等の活動をしていくべきである。

### (2) 弁護士会内の研修体制

裁判員制度においては、公判審理のあり方の変容にともなって、我々弁護士の弁護活動も、これまでのものとは異なったものが要求されるようになった。

裁判所が実施している裁判員経験者を対象としたアンケートによれば、法廷での訴訟活動のわかりやすさについて、弁護人の説明が検察官の説明よりわかりにくいという結果がでている。例えば、早口や声が聞き取りにくいなど話し方に問題があるとの指摘は、検察官に対するものの2倍以上であった。従前であれば裁判官が弁護人の意図をくみ取ってくれたことでも、裁判員には理解されないことがある。弁護士及び弁護士会

は、新しい裁判員裁判に対応した弁護活動のあり方について十分な検討を行うとともに、その検討結果を早期に一般の会員に対して伝えて、多くの弁護士が裁判員制度を熟知し、この制度に適応した弁護技術を習得して裁判員裁判における弁護活動を担えるよう今後も継続的に取り組む必要がある。また、広報との関係でいえば、広く国民にこの制度を理解してもらうため、一般国民に直接接する我々が裁判員制度についての情報発信をできる態勢にあることも必要であり、このためにも研修は重要である。

東京弁護士会では、各種の裁判員裁判のための専門講座や裁判員裁判対応弁護士養成講座、また、裁判員裁判を経験した弁護人を呼んだ経験交流会も定期的に行っているが、今後もこれらの講座や交流会を継続的に行うべきである。そして、実際に裁判員裁判が始まった現状のもとでは、裁判員裁判の検証の成果を踏まえた、最新の情報に基づくものとすべきである。

### (3) 裁判員裁判に対応する弁護体制の構築

裁判員裁判においては、連日的開廷が実施され、弁護人が1人だけで弁護活動を行うことが困難となり、複数人で弁護団を組む必要性が高い。

また、裁判員裁判は従来型の刑事裁判とは異なる弁護活動も要求されることから、弁護団に裁判員裁判に習熟した弁護人が入る必要がある。また、裁判員裁判の場合には基本的に複数の弁護人が就くべきであり、国選弁護人の場合には全件について複数選任の申出を行うべきである。

東京弁護士会では、2010（平成22）年3月から、裁判員裁判対象事件に特化した裁判員裁判弁護人名簿を整備し、裁判員裁判に対応できる弁護士を捜査段階から配点できるようにすることとしているが、複数選任の場合における2人目の弁護人も裁判員裁判に習熟した弁護人が選任されることが望ましく、2015（平成27）年9月に規則を一部改正し、追加の国選弁護人候補者も、同名簿に登載されている者、第一東京弁護士会又は第二東京弁護士の裁判員裁判サポート名簿に登載されている者又は刑事弁護委員会が推薦する者のいずれかでなければならないとした。

弁護士会としては、今後もこのような裁判員裁判に対応する弁護体制を充実させる取り組みを継続すべきである。